

平成29年 3月 7日

川崎市議会議長 石田 康博 様

中原区在住者

ほか 18名

教職員の勤務時間の適正な管理を求める請願

請願の趣旨

川崎の学校現場では、メンタルヘルスを病んで休職している教職員は平成26年度60名、平成27年度54名に上っています。これは、平成13年度20名の3倍です。本市の教職員の病気休職者、そのうちの精神疾患の出現率は、深刻な状況にあります。

近年、文科省や隣の横浜市では、教職員の勤務時間の大規模な調査が行われて、長時間労働のより正確で深刻な実態が明らかになりました。そして、実態調査に基づいての長時間勤務の縮減の取組が進んでいます。

しかし、本市での実態調査は実施されていません。本市では、平成21年度から「時間外勤務の記録簿」が導入され、その集計が報告されています。しかし、各人の手書きやコンピュータ入力による自己申告である上、記入・時間の合計計算に時間が掛かり、また、実態を正確に反映していません。

現場からは、「苦勞して記入しても時間外勤務削減に活用されていない。」「80時間以上になると、産業医の面談に行かなければならないというので、80時間以内に収まるように修正している。」などと健康管理がされていない実態です。勤務時間の適正な管理には程遠いのが川崎の学校の実態と言えます。

去る1月26日の市議会文教委員会でも、教職員の長時間労働の解消に向けて、集中した審議が行われました。そして、勤務時間の実態の適正な把握とそれに基づく対策の必要性が強く指摘されました。

また、1月31日の参議院予算委員会では、労働時間の自主申告制の問題点が

質疑されました。厚生労働大臣は、「労働者一人一人の労働時間を適正に管理する責任を企業に徹底する。」と回答。安倍首相は「自主申告により把握する場合、実際に働いた時間と自主申告により把握した時間との間に乖離があってはならない。」と回答しました。これらは、平成29年1月20日に厚生労働省が通知した「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に基づくものです。

私たちは、市教委が、教職員の勤務時間の実態の把握を行い、適正な勤務時間の管理を実施するように切望します。

厚生労働省通達で、「時間外労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まると判断される」（「過重労働による健康障害防止のための総合対策について」）と指摘していることを踏まえれば、多くの教職員が、疾病や現職死亡の危険にさらされていることが予想され、一刻も早く、具体的な対策が求められています。以上の状況を踏まえ、以下の請願を行います。

請 願 事 項

- 1 市教委は、教職員の勤務時間の実態調査と、勤務時間の適正な管理を実施すること。
- 2 労働安全衛生法の「事業者」である市教委は、平成18年4月3日の文科省通知「使用者は、労働時間を適正に管理するため、労働者の労働日ごとに始業、終業時刻を確認し、これを記録すること」や平成29年1月20日の厚生労働省通知にある「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」を遵守した対策を進めること。
- 3 市教委は、平成29年度からの県費負担教職員給与政令市移管を機に、教職員の出校・退校時刻を把握して、常に適正な勤務時間管理に努めること。

紹介議員

市 古 映 美